

一般社団法人徳島県医師会定款施行細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この一般社団法人徳島県医師会定款施行細則（以下「施行細則」という。）は、一般社団法人徳島県医師会定款（以下「定款」という。）第68条の規程に基づき必要な事項を定める。

(入会、退会及び異動)

第2条 定款第7条第1項、第2項及び第3項に定める会員の入会、退会及び異動の届出書様式は、理事会がこれを定める。

第2章 代議員及び予備代議員

(代議員の選出)

第3条 代議員の選出は、徳島県の郡市及び徳島大学医学部の医師会（以下「郡市等医師会」という。）に委託して行う。

- 2 郡市等医師会において代議員を選出するにあたっては、全会員に被選挙権を保障しなければならない。
- 3 会長は、第1項の委託に関する報告を、随時郡市等医師会長に求めることができる。また、会長は、代議員の選出が適正に行われるため必要と認める措置の実施を、郡市等医師会長に求めることができる。

(代議員の選出基準)

第4条 定款第14条に基づく代議員選出の基準となる会員数は、改選期前年の12月1日現在の会員台帳によるものとする。

- 2 前項の規定により選出する代議員の数は、各郡市医師会会員30人まで1人とし、31人以上は30人又はその端数を増す毎に1人を増やす。ただし、徳島大学医師会は、会員数にかかわらず代議員の数は2人を限度とする。

(予備代議員の選出及び選出規準)

第5条 第3条（代議員の選出）及び第4条（代議員の選出基準）の規定は、予備代議員について準用する。

(予備代議員の順位)

第6条 郡市等医師会は、定款第18条第2項に規定する議決権を行使する予備代議員の順位をあらかじめ定めておかななければならない。

第7条 代議員会の議長及び副議長がともに欠けたときは、代議員会において、代議員の年長者の中から仮議長を選定し、議長の職務を行わせる。

第3章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第8条 定款第21条第2項に基づく代議員会議長及び副議長の選出、同第32条に規定する理事及び監事（以下「役員」という。）の選出、同第51条に規定する裁定委員の選出、並びに日本医師会代議員及び予備代議員の選出に関し、その選挙事務を管理するため、選挙管理委員会を置く。

2 前項の選挙に関し必要な事項は、定款及び施行細則によるほか、別に定める選挙管理委員会運営規則によるものとする。

第4章 選挙

(選挙の種別)

第9条 代議員会で選挙する役員等の種別は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 代議員会議長
- (2) 代議員会副議長
- (3) 会長を希望する理事
- (4) 前号に規定する理事を除く理事
- (5) 監事
- (6) 裁定委員
- (7) 日本医師会代議員
- (8) 日本医師会予備代議員

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第2項第3号の規定により、理事会は代表理事を選定及び解職する。ただし、前項第3号については、代議員会の決議により代表理事候補者（会長を希望する理事）を選出し、理事会において当該候補を選定することができるものとする。

(投票用紙)

第10条 投票用紙の様式は、理事会で定める。

(選挙宣告)

第11条 代議員会において選挙を行うときは、議長はその旨を宣告する。

2 宣告の際、議席にいない代議員は、選挙に加わることができない。

(氏名点呼)

第12条 議長は投票に先立って、出席代議員の氏名を点呼しなければならない。

(選挙立会人)

第13条 候補者は、代議員の中から1人ずつ立会人を指名し、投票及び開票に立ち合わせることができる。

(選挙の効力)

第14条 投票の効力は、選挙立会人の意見を聴取し、選挙管理委員会がこれを決定する。

(異議申し立て)

第15条 選挙の効力に関し異議がある選挙人又は候補者は、ただちに選挙管理委員会に対し、異議の申し立てをすることができる。

2 異議の申し立てがあったときは、選挙管理委員会委員長が議長に報告し、議長はこれを代議員会に附議しなければならない。

(当選者の決定及び通知)

第16条 当選者が決定したときは、選挙管理委員長は議長に報告し、議長は代議員会に報告するものとする。

第5章 会長の任期制限

(会長の任期制限)

第1条 会長は、10年を超えて、その職に就任することはできない。

附 則

1 本細則は、平成25年4月1日から施行する。

2 「徳島県医師会定款施行細則」は、平成25年3月31日をもって廃止する。